

南砺市立学校設置条例の一部改正について

1 改正の理由

南砺市立利賀小学校及び南砺市立利賀中学校を統合して義務教育学校（(仮称)南砺市立利賀学舎）を新たに設置するため、条例を一部改正するものです。

2 改正の内容

別表の1、別表の2及び別表の3の表中を改めます。

3 施行年月日

令和6年4月1日から施行します。

令和5年3月7日に開催された第6回利賀地域義務教育学校設置協議会において、協議した結果、「南砺市立利賀学舎」とするとの決定があった。

議案第 号

南砺市立学校設置条例の一部改正について（案）

南砺市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年 月 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

南砺市立学校設置条例（平成16年南砺市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地
南砺市立利賀小学校	南砺市利賀村184番地

」を

「

南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地
-----------	-------------

」に

改める。

別表の2の表中

「

南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地
南砺市立利賀中学校	南砺市利賀村184番地

」を

「

南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地
----------	------------

」に

改める。

別表の3の表を次のように改める。

3 義務教育学校

学校の名称	位置
南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村184番地
南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001番地

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南砺市立学校設置条例新旧対照表（案）

現行		改正案		備考
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
1 小学校		1 小学校		
学校の名称	位置	学校の名称	位置	
(略)	(略)	(略)	(略)	
南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地	南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地	
南砺市立利賀小学校	南砺市利賀村184番地	南砺市立井波小学校	南砺市山見1368番地	
南砺市立井波小学校	南砺市山見1368番地	(略)	(略)	
(略)	(略)			
2 中学校		2 中学校		
学校の名称	位置	学校の名称	位置	
(略)	(略)	(略)	(略)	
南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地	南砺市立平中学校	南砺市下梨446番地	
南砺市立利賀中学校	南砺市利賀村184番地	南砺市立井波中学校	南砺市井波700番地1	
南砺市立井波中学校	南砺市井波700番地1	(略)	(略)	
(略)	(略)			
3 義務教育学校		3 義務教育学校		
学校の名称	位置	学校の名称	位置	
南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001番地	南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村184番地	
		南砺市立南砺つばき学舎	南砺市蛇喰1001番地	

利賀小学校の項
の削除

利賀中学校の項
の削除

利賀学舎の項の
追加

「南砺市立学校設置条例の一部改正（案）」のパブリックコメントの募集について

この度、「南砺市立学校設置条例の一部改正（案）」がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さんから広く意見を募集（パブリック・コメント）いたします。

1 目的

南砺市立利賀小学校及び南砺市立利賀中学校を統合して義務教育学校（（仮称）南砺市立利賀学舎）を新たに設置するため、条例を一部改正するものです。

2 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事業所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所等に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・その他条例改正に利害関係を有する方

3 条例案が御覧いただける場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

4 募集期間

- ・令和5年5月12日（金）から令和5年5月21日（日）まで

5 募集方法

- ・市ホームページ
- ・各行政センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

6 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名及び連絡先を明記の上、郵送、ファックス又は電子メールでお送りいただくか、最寄りの行政センターへ提出してください（※様式は自由です。）。

〈郵便〉〒939-1596

南砺市荒木1550番地 南砺市役所 教育総務課学務係

「南砺市立学校設置条例の一部改正パブリックコメント募集」宛て

〈ファックス〉 0763-52-6350

〈電子メール〉 南砺市公式ホームページの検索窓に「パブコメ」と入力され、「南砺市立学校設置条例の一部改正パブリックコメント募集」ページ下の「お問い合わせ」ボタンを押し、フォームにご意見を入力し、送信してください。件名を「南砺市立学校設置条例の一部改正パブコメ」としていただき、内容欄に直接ご意見を入力してください。

7 その他

提出された御意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市ホームページ及び各市民センター等の情報公開コーナーで公表します。

※ 意見提出者の氏名など個人情報に関することは非公開とします。

お問い合わせ先：南砺市 教育部 教育総務課 学務係 電話0763-23-2012

南砺市奨学資金貸与規則の一部改正について

1 制定改廃の趣旨

貸与者の増加を図るため、貸与の対象となる学校について高等専門学校専攻科及び大学院を追加するもの。

2 制定改廃の主な内容

- ・第2条の「高等専門学校」を「高等専門学校（専攻科を含む。以下同じ。）」に変更
- ・第2条の「大学（大学院を除く。以下同じ。）」を「大学（大学院を含む。以下同じ。）」に変更
- ・様式第1号への対象学校及びその他必要事項の追加

3 施行期日

令和5年4月1日

南砺市奨学資金貸与規則新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条 資金の貸与を受ける者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学(大学院を除く。以下同じ。)に在学する者であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>【別紙参照】</p>	<p>(貸与の対象者)</p> <p>第2条 資金の貸与を受ける者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)、専修学校、短期大学又は大学(大学院を含む。以下同じ。)に在学する者であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>【別紙参照】</p>	<p>貸与対象学校の追加</p> <p>対象学校及びその他必要事項の追加</p>

南砺市小中学校児童生徒の各種大会参加補助金交付要綱の一部改正について

1 制定改廃の趣旨

令和5年度から、中学校体育連盟の主催する大会について参加資格が緩和され、中学校部活動だけではなく、地域スポーツ団体等も要件を満たせば参加できることとなったことから、地域スポーツ団体等について、中学校部活動同様、負担金対応（対象経費の10割支払）をとるため要綱を改正するもの。

2 制定改廃の主な内容

第2条第1項中の補助対象外とする大会の記載内容について、「学校の管理下で参加するもの」に加えて、「地域スポーツ団体等の所属で中学校体育連盟が主催する大会に参加するもの」を追加する。

3 施行期日

令和5年4月1日

※今後、『中学校学習指導要領』上から「部活動」という記載が削除された場合は、中学校生徒の大会出場に対する補助については、南砺市小中学校児童生徒の各種大会参加補助金交付要綱に基づいて対象経費の5割補助で統一していくことを検討する。

南砺市小中学校児童生徒の各種大会参加補助金交付要綱新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(補助金の交付等)</p> <p>第2条 市長は、公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体(準加盟団体を含む。)のいずれかが主催又は共催する大会又はそれと同等と認められる文化芸能の大会(以下「補助対象事業」という。)に、県大会以上の大会を経て出場した児童生徒等(学校の管理下で参加するものを除く。以下同じ。)(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助金の交付等)</p> <p>第2条 市長は、公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体(準加盟団体を含む。)のいずれかが主催又は共催する大会又はそれと同等と認められる文化芸能の大会(以下「補助対象事業」という。)に、県大会以上の大会を経て出場した児童生徒等(学校の管理下で参加するもの及び地域スポーツ団体等の所属で中学校体育連盟が主催する大会に参加するものを除く。以下同じ。)(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>補助金の交付対象外となる大会の追加</p>

エコ推進第 16 号
令和 5 年 4 月 24 日

南砺市教育委員会
教育長 松本 謙一 様

南砺市エコビレッジ推進課
課長 亀田 秀一

南砺市 SDG s 未来都市市民会議の委員推薦について（依頼）

日頃より SDG s の推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、当課では、南砺市 SDG s 未来都市計画及び南砺市 SDG s 未来都市推進実施計画について、行政だけではなく、市民、企業及び各種団体等の多様なステークホルダーからの目線から検討・点検を行うため、南砺市 SDG s 未来都市市民会議を開催いたします。

つきましては、教育面からのご意見等いただきたく、教育委員 1 名のご推薦をよろしくお願いたします。

1. 会議名 南砺市 SDG s 未来都市市民会議
2. 会議概要 南砺市 SDG s 未来都市計画及び南砺市 SDG s 未来都市推進実施計画について、市民、企業及び各種団体などの目線により検証及び点検を行い、本計画の推進にあたって意見をいただくもの。
なお、会議は年間 1 回程度、平日の日中に開催する予定。
3. 委員数 10 名（うち 2 名は公募委員）
4. 任期 委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日まで
5. 謝礼 市が規定する謝礼（4,000 円/回）

事務担当
南砺市総合政策部エコビレッジ推進課
齋藤（内線 2354）

(設置)

第1条 「誰一人取り残さない誰もが笑顔で暮らし続けられるまち」の実現に向けて、SDGsを意識したまちづくりを進めるため、南砺市SDGs未来都市市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 南砺市SDGs未来都市計画及び南砺市SDGs未来都市推進実施計画の検証及び点検を行い、意見を述べること

(2) 前号に掲げるもののほか、SDGsの推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係諸団体の構成員

(2) 学識経験者

(3) 公募による者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 市民会議に委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、Web端末を用いたオンライン会議での出席も可能とする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第7条 委員長は、会議が次のいずれかに該当するときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。

(2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が会議の招集又は成立が困難と認めるとき。

2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(部会)

第8条 市民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、部会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、総合政策部エコビレッジ推進課において処理する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

令和5年度 教育委員会 6月補正予算要求概要

■ 生涯学習スポーツ課

予 算 費 目	補正予算要求内容（千円）	補正額 （千円）	摘 要
文化センター 管 理 費	○井波総合文化センター消雪配管修繕工事 消雪配管が外れ、本来出水するはずのない箇所から噴き出しているため修繕を行うもの。	1,519	11,050
	○井波総合文化センターほか防火設備修繕工事 特殊建築物定期調査で是正の指摘があり、正常に作動させる必要があるため、修繕を行うもの。	1,061	
	○福野文化創造センター消雪ポンプ更新工事 消雪設備について、老朽化によりした作動しなくなったため、更新を行うもの。	8,470	
プール管理費	○福光プール屋外給水管バルブ取替工事 固着した給水管バルブ取替を行うもの。	437	437
グ ラ ウ ン ド 管 理 費	○井波中学校グラウンド照明修繕工事 3月の点灯点検により3灯不点箇所が確認されたため。	406	1,201
	○城南屋内グラウンド芝刈機購入 使用中の芝刈機に不具合が散見されるため、購入を行うもの。	795	
そ の 他 施 設 維 持 費	○たいらクロスカントリー場圧雪車修繕料 スキーシーズン終了後の確認により判明した劣化部品の取替や調整等を行い、正常に稼働する状態にするため、修繕を行うもの。	1,535	1,535
（生涯学習スポーツ課） 計		14,223	

令和5年度 教育委員会 6月補正予算要求概要

■ こども課

予 算 費 目	補正予算要求内容（千円）	補正額 （千円）	摘 要
児 童 育 成 費	○こども食堂事業費補助金 こども食堂事業を実施する2団体 に対し、事業の立ち上げ及び初期の 運営に要する経費の一部を補助する もの。 400	400	
（こども課） 計		400	

令和5年度 教育委員会 6月補正予算要求概要

■ 文化・世界遺産課

予 算 費 目	補正予算要求内容（千円）	補正額 （千円）	摘 要
文化財保護費	○指定文化財保存事業 指定文化財「善徳寺境内林」のうち 山門脇の大杉の腐朽が激しく、所有者の善徳寺が安全のため伐採する。 そのための補助。	866	866
（文化・世界遺産課） 計		866	